

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和三年九月十日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第二百五十三号

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十六号）の施行に伴い、並びに国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第七十二条の三の二、第八十一条並びに第八十一条の二第一項各号及び第四項、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百三十三号の五第二項並びに公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第五条第四項の規定に基づき、並びに国民健康保険法を実施するため、この政令を制定する。

（国民健康保険法施行令の一部改正）

第一条 国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。第二十九条の七第二項第一号イ(3)中「第八十一条の二第四項」を「第八十一条の二第五項」に改め、同号イ(4)中「第八十一条の二第九項第二号」を「第八十一条の二第十項第二号」に改め、同号口(4)、同条第三項第一号口(2)及び同条第四項第一号口(2)中「第七十二条の三第一項」の下に「及び第七十二条の三の二第一項」を加え、同条第五項に次の二号を加える。

六 世帯に六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者がある場合において、当該世帯の世帯主に対して賦課する被保険者均等割額（当該世帯に属する六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者につき第二項及び第三項の規定に基づき算定した被保険者均等割額（前各号に規定する基準に従い当該被保険者均等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。次号において同じ。）を減額するものであること。

七 前号の規定に基づき減額する額は、当該市町村の当該年度分の保険料に係る当該被保険者均等割額に十分の五を乗じて得た額であること。

（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正）  
第二条 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第四条の三第一項第一号中「第二十九条の七第五項」を「第二十九条の七第五項第一号から第五号まで」に、「当該総額」を「当該減額した額の総額」に改め、同項第二号中「第七百三十三号の五」を「第七百三十三号の五第一項」に、「当該総額」を「当該減額した額の総額」に改める。  
第四条の五を第四条の六とし、第四条の四を第四条の五とし、第四条の三の次に次の一条を加える。

第四条の四 法第七十二条の三の二第一項の規定により毎年度市町村が繰り入れる額は、厚生労働省令で定めるところにより、法の規定により保険料を徴収する市町村にあつては第一号に掲げる額とし、地方税法の規定により国民健康保険税を課する市町村にあつては第二号に掲げる額とする。

一 当該市町村が徴収する当該年度分の保険料について、当該市町村が令第二十九条の七第五項第六号及び第七号に定める基準に従い同条第二項及び第三項の規定に基づき算定される被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額（その額が現に当該年度分の法第七十二条の三の二第一項に規定する減額した額の総額を超えるときは、当該減額した額の総額）

二 当該市町村が課する当該年度分の国民健康保険税について、当該市町村が地方税法第七百三十三号の五第二項に定める基準に従い同法第七百三十三号の四の規定により算定される被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額（その額が現に当該年度分の法第七十二条の三の二第一項に規定する減額した額の総額を超えるときは、当該減額した額の総額）  
2 法第七十二条の三の二第一項の規定による繰入れは、当該市町村の国民健康保険に関する特別会計（同特別会計が事業勘定及び直営診療施設勘定に区分されているときは、同特別会計事業勘定）に繰り入れるものとする。

3 法第七十二条の三の二第二項及び第三項の規定による負担は、同条第一項の規定による繰入れが行われた年度において行うものとする。

第十四条第一項中「第八十一条の二第九項第一号」を「第八十一条の二第十項第一号」に改め、同条第二項中「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、同項第一号中「第八十一条の二第九項第三号」を「第八十一条の二第十項第三号」に改め、同項第二号中「第八十一条の二第九項第二号」を「第八十一条の二第十項第二号」に改め、同項に次の一号を加える。

四 法第七十二条の三の二第一項の規定による繰入金金の額  
第十五条第三項第一号口中「第八十一条の二第四項」を「第八十一条の二第五項」に改め、同号八中「第八十一条の二第九項第二号」を「第八十一条の二第十項第二号」に改める。

第十六条第三号中「第八十一条の二第九項第四号」を「第八十一条の二第十項第四号」に改める。  
第十七条第二項中「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、同項に次の一号を加える。

四 法第七十二条の三の二第一項の規定による繰入金金の額  
第十八条の見出しを「法第八十一条の二第二項の規定による財政安定化基金の取崩し」に改め、同条第一項中「同条第九項第四号」を「同条第十項第四号」に、「第八十一条の二第九項第五号」を「第八十一条の二第十項第五号」に改める。

第十九条第二号中「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

第二十一条の次に次の一条を加える。  
 (法第八十一条の二第四項の規定による財政安定化基金の取崩し等)  
 第二十一条の二 法第八十一条の二第四項の規定による財政安定化基金の取崩し及び当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計への繰入れは、毎年度、次に掲げる場合に限り行うことができるものとする。

一 当該繰入れを行わないものとしたならば、当該年度の当該都道府県の被保険者一人当たりの国民健康保険事業費納付金の額が当該年度の前年度の当該額を上回る見込まれる場合  
 二 前号に掲げる場合のほか、都道府県が当該都道府県内の市町村とともに国民健康保険(次項において「都道府県等が行う国民健康保険」という。)の医療に要する費用、財政の状況等からみて当該繰入れが必要となる場合として厚生労働省令で定める場合

三 都道府県は、財政調整事業(都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営の確保を図るため、当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計における毎年度の歳入歳出の決算上生じた剰余金を財政安定化基金に積み立て、前項各号に掲げる場合に取崩し当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れる事業をいう。次項において同じ。)に係る会計を法第八十一条の二第一項各号に掲げる事業に係る会計と区分して経理しなければならない。  
 3 法第八十一条の二第四項の規定により都道府県が取り崩すことができる額は、当該年度における次に掲げる額の合算額の範囲内とする。

一 当該年度の前年度の末日における当該都道府県の財政調整事業に係る財政安定化基金の残高の額  
 二 当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計において当該年度の前年度の歳入歳出の決算上生じた剰余金のうち、当該都道府県が財政調整事業に要する費用に充てるものとして財政安定化基金に繰り入れる額(法第八十一条の二第七項及び前条の規定による繰入れ金の額を除く。)  
 第二十二條第三項中「第八十一条の二第六項」を「第八十一条の二第七項」に改め、同条第四項中「第八十一条の二第七項」を「第八十一条の二第八項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

附則第四條第一項中「第四條の四」を「から第四條の五まで」に改め、同項の表第四條の三第一項第一号の項中「次号」を「次号及び次条第一項各号」に、「同号」を「次号」に、「減額した額」を「規定する減額した額」に改め、同表第四條の三第一項第二号及び第二項の項の次に次のように加える。

|                  |              |                                    |
|------------------|--------------|------------------------------------|
| 第四條の四第一項         | 第七十二條の三の二第一項 | 附則第九條第一項の規定により読み替えられた法第七十二條の三の二第一項 |
| 第四條の四第一項第一号      | 第七十二條の三の二第一項 | 附則第九條第一項の規定により読み替えられた法第七十二條の三の二第一項 |
| 第四條の四第一項第二号及び第二項 | 第七十二條の三の二第一項 | 附則第九條第一項の規定により読み替えられた法第七十二條の三の二第一項 |

附則第四條第一項の表第四條の四第一項第一号イ(1)の項中「第四條の四第一項第一号イ(1)」を「第四條の五第一項第一号イ(1)」に改め、同表第四條の四第一項第一号イ(2)及びロの項中「第四條の四第一項第一号イ(2)」を「第四條の五第一項第一号イ(2)」に改め、同表第四條の四第一項第一号イ(1)の項中「第四條の四第一項第一号イ(1)」を「第四條の五第一項第一号イ(1)」に改め、同表第四條の四第一項第二号イ(1)に改め、同表第四條の四第一項第二号イ(2)に改め、同表第四條の四第一項第三号イ(1)に改め、同表第四條の四第一項第三号イ(2)に改め、同表第四條の四第一項第四号イ(1)の項中「第四號の四第一項第四号イ(1)」を「第四號の四第一項第四号イ(2)」に改め、同表第四條の四第一項第一号イ(2)の項中「第四號の四第一項第一号イ(2)」を「附則第十九條第二項」に改める。

附則第二十一條第二項中「会計と」を「会計及び第二十一條の二第二項に規定する財政調整事業に係る会計と」に改め、同条第三項第二号ロ中「第二十一條」の下に「第二十一條の二第三項第二号」を加え、同条の次に次の一項を加える。  
 4 特例事業を行う都道府県については、第二十一條の二第三項の規定の適用については、同項第二号中「及び前条」とあるのは、「並びに前条及び附則第二十一條第三項第二号ロ」とする。  
 (地方税法施行令の一部改正)  
 第三條 地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)の一部を次のように改正する。  
 第五十六條の八十九中「第七百三十三條の五」を「第七百三十三條の五第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 法第七百三十三條の五第二項に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。  
 一 減額は、被保険者均等割額(納税義務者の世帯に属する六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である国民健康保険の被保険者につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する基準に従い当該被保険者均等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。次号において同じ。)について行うこと。  
 二 減額する額として条例で定める額は、当該市町村の当該年度分の国民健康保険税に係る被保険者均等割額に十分の五を乗じて得た額を基準として定めたとすること。  
 附則第十八條の五第二項第三号及び第二十四條第三号、第十八條の六第三十一項第三号及び第九号、第十八條の七の二第二十五項第三号並びに第十八條の八中「第七百三十三條の五」を「第七百三十三條の五第一項」に改める。

(船舶保険法施行令の一部改正)  
 第四條 船舶保険法施行令(昭和二十八年政令第二百四十号)の一部を次のように改正する。  
 第四條第二号中「第三十三條第四項」を「第三十三條第五項」に改める。  
 (公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正)  
 第五條 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(平成二十六年政令第七十四号)の一部を次のように改正する。  
 第三十三條第二項中「第三十一條」の下に「から第三十五條まで、第三十六條」を加え、同項の表第三十三條の三の項の次に次のように加える。

|          |   |
|----------|---|
| 第三十三條第一項 | 平成二十五年度改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第九項の二(同項の規定の適用を受けている) |
|----------|---|

|          |   |
|----------|---|
| 係る免除保険料額 | 平成二十五年度改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第九項の二(同項の規定の適用を受けている) |
| 係る免除保険料額 | 係る免除保険料額(当該加入員の標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ乗じて得た額)以下(以下「免除保険料率」という。)を乗じて得た額をいう。   |

|       |   |  |  |  |
|-------|---|--|--|--|
| 第三十六條 | 法 | 第三十四條第二項   | 法第百二十九條第二項   | 法第百三十八條第四項   |
|       |   | 前條第二項  | 第三十五條第二項   |  |
|       |   | 法第百三十九條第七項又は同条第八項若しくは法第百四十條第九項の規定により免除保険料額又は免除保険料額に法第百三十八條第四項に規定する割合を乗じて得た額を免除されている。 | 平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十八條第四項 | 平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十八條第四項 |
|       |   | を、次で増加することができる。  | を、次の各号に掲げる加入員の区分に<br>一 一次号に掲げる加入員以外の加入員                    | を、次の各号に掲げる加入員の区分に<br>一 一次号に掲げる加入員以外の加入員                    |
|       |   | を、次で増加することができる。  | を、次の各号に掲げる加入員の区分に<br>一 一次号に掲げる加入員以外の加入員                    | を、次の各号に掲げる加入員の区分に<br>一 一次号に掲げる加入員以外の加入員                    |

第三條第二項の表第三十五條から第三十六條の二までの項中「から第三十六條の二まで」を削り、同項の次に次のように加える。

平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法

|                                   |       |   |
|-----------------------------------|-------|---|
| 第三十六條の二                           |       | 法   |
| 同条第八項及び第九項                        | 同条第九項 | 平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法 |
| 同条第八項中「育児休業等」とあるのは「産前産後休業」と、同条第九項 | 同項    |   |

第六條 次に掲げる政令の規定中「第三項」を「第五項」に改める。  
 一 国有資産等所在市町村交付金法施行令（昭和三十一年政令第百七号）第一条の五第八号  
 二 特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）附則第十五條第二項  
 （印紙税法施行令の一部改正）

第七條 印紙税法施行令（昭和四十二年政令第百八号）の一部を次のように改正する。  
 第三十一條第一号中「第百十一條第三項」を「第百十一條第五項」に改め、同条第二号中「第百十二條第三項」を「第百十二條第九項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第四條、第六條及び第七條の規定は同年一月一日から、第五條の規定は同年十月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の国民健康保険法施行令第二十九條の七第五項（第六号及び第七号に係る部分に限る。）の規定は、令和四年度以後の年度分の国民健康保険の保険料について適用し、令和三年度以前の年度分の当該保険料については、なお従前の例による。

総務大臣 武田 良太  
 財務大臣 麻生 太郎  
 厚生労働大臣 田村 憲久  
 内閣総理大臣 菅 義偉